

様式第9 法第49条第1項(農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項)及び第50条第1項関係(農地転用の許可)
農地法(大臣許可:計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合)

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称	事業名	地区名	事業主体
	廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟用地整備事業	大原地区	富岡町

図面記号
B

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名		捺印	住所			
	譲受人	富岡町長宮本皓一		印	福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地1			
2 土地の所在	土地の所在	地番	地目		面積	所有権以外の使用収益件が設定されている場合	土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法
	別紙のとおり							
計		11,540㎡(田 11,540㎡)						
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期		権利の存続期間	その他		
	所有権	移転	復興整備計画公表後		永年			
4 転用行為によって生ずる付近の農作物等の被害の防除施設の概要	雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。宅地造成に伴う雨水等の排水に関しては土地改良区と調整を行い必要な処置を施す。なお整備予定の建築物についても周辺農地に影響を及ぼすことが無いよう十分に協議をし、関係機関と協力し、適正な処置が施されるよう指導及び調整を図る。							

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙) 2の欄 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益件が設定されている 場合		土地利用区分	
		登記簿	現況		権利の種類	権利者 氏名又は 名称	農振法	都市計画法
双葉郡富岡町大字本岡字王塚	789番1	田	田	3,545	なし	なし	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き区域
双葉郡富岡町大字本岡字王塚	790番1	田	田	2,878	なし	なし	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き区域
双葉郡富岡町大字本岡字王塚	790番2	田	田	2,844	なし	なし	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き区域
双葉郡富岡町大字本岡字王塚	790番6	田	田	2,273	なし	なし	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き区域
4筆				計 11,540㎡ (田 11,540㎡)				

農地法第5条第1項の許可に係る土地の位置を示す地図

